

首都高速道路サービス株式会社駐車場利用約款

(趣旨)

第1条 この約款は、首都高速道路サービス株式会社（以下「首都高サービス」といいます。）の管理する時間貸駐車場（以下「駐車場」といいます。）について、利用に関する事項を定めたものです。

(定義)

第2条 この約款の用語の意義は、次のとおりとします。

- 一 「車両」とは、駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第4号に規定する自動車をいいます。
- 二 「利用者」とは、駐車を目的で駐車場を利用する者をいいます。
- 三 「駐車場」とは、第1条に規定する駐車場をいい、短時間駐車するための駐車室を有償で提供することを目的とするものであり、車両をお預りするものではありません。

(契約の成立)

第3条 利用者は、この約款を承認のうえ駐車場を利用するものとします。

(利用時間及び駐車時間制限)

第4条 駐車場の利用時間は、毎日終日（24時間）とします。

2 首都高サービスの管理する駐車場は短時間駐車を目的とする駐車場ですので、駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く）は、最長48時間までとします。継続して48時間を超えて駐車しないでください。ただし、首都高サービス又は首都高サービスが指定した管理者（以下「管理者」といいます。）に事前に承認を受けた場合、駐車場に別途駐車制限時間が掲出されている場合は、この限りではありません。その他、首都高サービスがやむを得ないと判断した場合には、これを延長することができます。

(利用休止等)

第5条 首都高サービスは、次の場合には駐車場の全部又は一部について利用休止、駐車室の隔離、車路の通行止、駐車した車両の退避等を行なうことがあります。

- 一 天災地変による災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生する恐れがあると認められる場合。
- 二 保安上、供用の継続が適当でないと認められる場合。
- 三 工事、清掃、又は消毒を行なうため必要があると認められる場合。
- 四 その他、駐車場の管理上、緊急の措置をとる必要があると認められる場合。

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車できる車両は、次の各号の基準に該当するものに限るものとし、これ以外の車両を駐車することはできません。ただし、別表に定める駐車場については、別表記載の基準に該当する車両を駐車することができます。

- 一 軽自動車専用車室

車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高
3.4m以下	1,48m以下	2.0m以下	15cm以上

- 二 二輪車専用車室の場合

車両全長	車両全幅
2.5m以下	1.0m以下

- 三 その他の車室

車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両総重量
5.0m以下	1.8m以下	2.0m以下	13cm以上	2.5t以下

- 2 前項の基準に該当する車両であっても、次条の規定に該当する車両は駐車することができません。
- 3 前項までの規定の適用にあたっては、車両の積載物及び付属装着物を含めて判断するものとします。
- 4 自動二輪車（二輪車専用車室を除く）、原動機付自転車（二輪車専用車室を除く）、足踏自転車、小型特殊自動車は、駐車することができません。

(駐車拒絶等)

第7条 前条に規定する基準に該当する車両であっても、次の1に該当する車両は駐車することができません。

- 一 最低地上高が25cmを超える車両等、車両入庫認識装置が作動しない形状の車両。
- 二 オート・レベリング機能等を有し、車両高が変化する車両。
- 三 エアロペーツ装着車等ロック板との接触により入出庫障害を起こす恐れがある車両。
- 四 無登録車、車検切れ車等、公道を走行することが禁じられている車両。
- 五 自動車登録番号が覆われている、又は取り外されている車等、登録番号自動認識装置による読み取りが困難な車両。
- 六 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
- 七 仮登録中の車等、車体の特定が困難な車両。
- 八 付属装着物等があり、又は大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で、接触により駐車場の施設若しくは器物又は他の車両、その他積載物若しくはその付属装着物を滅失し、き損し、又は汚損する恐れがある車両。

- 九 車両備付けのガソリン携行缶を除き、引火物、爆発物その他危険物を積載し又は取付けている車両。
 - 十 著しく騒音又は臭気を発する車両。
 - 十一 非衛生的なものを積載し若しくは取付けている車両又は液汁を出し、若しくは積載物をこぼす恐れがある車両。
- 2 前項の規定のほかに、首都高サービスは、駐車場が満車である場合に入庫をお断りするほか、次の場合には、入庫若しくは出庫を断り又は車両を退去していただきます。
- 一 利用者が駐車料金の支払いに応じないとき。
 - 二 第17条に規定する遵守事項に違反したとき。
 - 三 利用者が特に管理者又は首都高サービスに申し出ことなく第4条第2項に規定する駐車時間を超えて駐車しようとしたとき又は駐車したとき。
 - 四 その他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(駐車時間)

第8条 駐車料金を算出するための駐車時間（以下「駐車時間」といいます。）は、ゲート式駐車場の場合は、駐車場構内に入場する際の駐車券の発行から出場の際の収券時までの時間、センサー式（ロックレス式）の場合は、入場した際から精算時までの時間、ロック式駐車場の場合は、センサーが感知した駐車室への入庫から出庫までの時間とします。ただし、駐車場に別途駐車時間が掲出されている場合は、この限りではありません。

(駐車料金)

- 第9条 駐車料金は、1車両について各々の駐車場内に掲示した料金額及び料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金をお支払いいただきます。
- 2 駐車料金は、駐車場内に備付けの自動料金精算機等によりお支払いください。
 - 3 ロック式駐車場におけるロック板やゲート式駐車場におけるゲートの状況にかかわらず、第13条に規定する手順に従って精算行為を行なってください。

(定期駐車券による駐車料金等)

- 第10条 定期駐車券（以下「定期券」といいます。）を発行する場合には、別途「定期券使用要綱」を定め、これに基づき運用するものとします。
- 2 駐車場が満室であるときは、定期券を所有する利用者でも駐車をお断りします。この場合においては、定期券の料金の割戻しはいたしません。
 - 3 定期券の料金は、定期券の発行の際に支払います。
 - 4 定期券の使用方法等については、「定期券使用要綱」を遵守していただきます。

(駐車料金の払戻し等)

- 第11条 次の場合においては、駐車料金又は割増駐車料金の払戻し又は割戻しの請求に応じるものとします。
- 一 料金又は割増料金の過払いの事実があったとき・・・当該過払いの額（利用者が当該利用当日より1ヶ月以内に請求したときに限ります。）
 - 二 第5条の規定により供用休止をしたとき・・・当該休止に係る料金の額（定期券を所有する利用者が、当該定期券の通用期間満了後1ヶ月以内に請求したときに限ります。）

(不正駐車に対する割増駐車料金)

- 第12条 利用者が駐車料金を支払わないで車両を出庫した場合には、首都高サービスは、当該利用者から第9条に規定する駐車料金の3倍相当額の割増駐車料金をお支払いいただきます。
- 2 ゲート式駐車場において、利用者が駐車券について券面の表示事項を塗消し又は改変する等不正な使用をした場合には、首都高サービスは当該利用者から第9条に規定する駐車料金の3倍相当額の割増駐車料金をお支払いいただきます。
 - 3 利用者が定期券の券面の表示事項を塗消し又は改変する等不正な使用をした場合には、首都高サービスは、当該定期券を無効として当該利用者から定期券を返却していただき、かつ、当該利用者から当該使用に係る駐車時間に対する第9条に規定する駐車料金の3倍相当額の割増駐車料金をお支払いいただきます。

(駐車場の出入り等)

- 第13条 ゲート式駐車場の利用者は、駐車場入口の自動発券機から駐車券を受け取った後、ゲートが上昇したことを確認してから入庫してください。ただし、定期券による利用者は、読み機に定期券を挿入してから入庫してください。
- 2 ゲート式駐車場を利用者が出庫しようとするときは、自動料金精算機に駐車券を挿入し、表示された料金を投入して精算を行ない、ゲートが上昇してから出庫してください。この場合において、必要に応じて領収書を発行いたします。ただし、定期券による利用者は、この限りではありません。
 - 3 ロック式駐車場の利用者は、駐車場内の区画線で表示している駐車室に入庫してください。駐車室へ車両が入庫するとセンサーが感知して駐車開始となります。なお、一定時間（3分間）経過後にロック板が上昇します。
 - 4 ロック式駐車場を利用者が出庫しようとするときは、自動料金精算機において、利用者が駐車した駐車室の番号を入力し、表示された料金を投入して精算を行ない、精算後、ロック板が降下してから出庫してください。精算後、一定時間（5分間）を経過しても車両が退出せずに継続して駐車状況にある場合は、再度、ロック板が上昇して前項の規定同様に駐車開始の状態になりますので速やかに出庫してください。
 - 5 前4項以外の駐車場において、利用者は駐車場内に掲示してある方法に従い入出庫および精算をしてください。
 - 6 駐車場が満室の場合等、駐車場内及び道路等で「入り待ち」をしないでください。
 - 7 第1項から第5項に掲げる以外に、利用者は、駐車場内に掲出された方法がある場合にはその掲示に従うとともに、示された駐車室内に駐車し、駐車室以外の場所に駐車しないでください。
 - 8 駐車場内の機器故障により正常な入出庫ができない場合は、駐車場内に掲示している管理会社へ連絡してください。

(駐車券及び定期券紛失の場合)

- 第14条 駐車券又は定期券を紛失したときは、ただちに、管理者又は首都高サービスに通報してください。
- 2 前項の通報があった場合、管理者又は首都高サービスは、身分証明書その他必要証拠書類の提示を求め、その車両の出庫について正当な権限があること

が分かった場合に限り出庫していただきます。また、紛失規定料金500円をお支払頂くことにより、出庫することができるものとします。

3 時間区分による駐車料金は、申し出のあった入庫日時によって算出し、虚偽の申し出であることが判明した場合には、首都高サービスは、当該利用者から第9条に規定する駐車料金の3倍相当額の料金をお支払いいただきます。

(駐車場内の通行)

第15条 利用者は、駐車場内の車両通行については、道路交通関係法令に定める交通規則の例によりこれを行なうほか、次の事項を守ってください。

- 一 徐行すること。
- 二 追越しをしないこと。
- 三 駐車位置を離れる車両の通行を優先すること。
- 四 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- 五 標識、案内板の表示又は管理者の指示に従うこと。

(駐車位置の変更)

第16条 駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更していただくことがあります。

(遵守事項)

第17条 第15条の定めによるほか、利用者は、駐車場内において次の事項を守ってください。

- 一 駐車場内での喫煙又は火気の使用はしないこと。
- 二 貴重品その他盗難の恐れのある物品を車内に留置しないこと。
- 三 自動車から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠すること。
- 四 駐車中はエンジンを必ず停止すること。
- 五 麻薙類は、持ち帰ること。
- 六 他の利用者の駐車位置、管理室等の中にみだりに立ち入らないこと。
- 七 駐車場内で宿泊しないこと。
- 八 駐車場の施設若しくは器物又は他の車両、その他積載物若しくはその付属装着物を滅失し、き損し、又は汚損しないこと。
- 九 料金の支払いを済ませたときは、ただちに出庫すること。
- 十 駐車場内は営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対しないこと。
- 十一 その他首都高サービスの業務又は利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(事故等の届出及び応急措置)

第18条 利用者は、次の場合は管理者又は首都高サービスにその旨をただちに届けてください。

- 一 利用者が、駐車場において交通事故を引き起こした場合。
 - 二 利用者が、駐車場において駐車場の施設若しくは器物又は車両、その他積載物若しくはその付属装着物を滅失し、き損し、又は汚損した場合。
 - 三 利用者が、駐車場において自己の車両、その積載物若しくはその付属積載物に異状又は被害を発見した場合。
 - 四 利用者が、駐車場において他の交通事故又は他の車両、その積載物又は付属装着物に異状を発見した場合。
- 2 管理者又は首都高サービスは、前項の届出があったとき又は首都高サービスが利用者若しくは駐車車両について事故を発見したとき若しくは事故が発生する恐れがあると認めたときは、利用者の同意をいただいて速やかに必要な措置をいたします。ただし、緊急の場合には利用者の同意をいたしかねないで応急の措置をとることがあります。

(引取りの請求)

第19条 時間制利用者が予め首都高サービスへの届出を行なうことなく第4条第2項に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、首都高サービスはこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、首都高サービスが指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができるものとします。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は首都高サービスの過失なくして利用者を確知することができないときは、首都高サービスは、車両の所有者等（自動車車検証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により首都高サービスが指定する日までに車両を引取ることを請求し、これを引き渡すことができます。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、首都高サービスに対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとします。

3 前2項の請求を書面により行なう場合は、首都高サービスが指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができるものとします。

4 首都高サービスは、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、首都高サービスの故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負いません。

(車両の調査)

第20条 首都高サービスは前条第1項の場合において、利用者又は所有者等（以下「利用者等」といいます。）を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができるものとします。

(車両の移動)

第21条 首都高サービスは、第19条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができるものとします。

(車両の処分)

第22条 首都高サービスは、利用者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず、又は首都高サービスの過失なくして利用者等を確知することができない場合であって、利用者等に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヶ月を経過した後、利用者等に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者等に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。

2 首都高サービスは、前項の規定により処分した場合は、遅延なくその旨を利用者等に対し通知し又は駐車場において掲示するものとします。

3 首都高サービスは、第1項の規定により車両を売却した場合は、その対価から駐車料金並びに車両の保管、移動及び売却のために要した費用を控除し、残額があるときはこれを利用者等に返還し、不足があるときは利用者等に対しその支払いを請求するものとします。

(保管責任)

第23条 首都高サービスは、第2条第3号に記述のとおり、車両の保管責任を負いません。

(駐車場の損害賠償)

第24条 首都高サービスは、その責に帰すべき事由により車両を滅失し、き損し、又は汚損したときは、当該車両の時価、損害の程度その他の事情を考慮してその損害を賠償いたします。

(車両の積載物又は付属装着物に関する免責)

第25条 首都高サービスは、駐車場に駐車する車両の積載物又は付属装着物に関する損害については、一切賠償いたしません。

(車両又は利用者の損害に関する免責)

第26条 首都高サービスは、次の事由その他首都高サービスの責に帰すことのできない事由によって生じた車両又は利用者の損害については、賠償いたしません。

- 一 天災地変その他不可抗力による事故。
- 二 当該車両、その積載物若しくは付属装着物のかし又は積載物又は付属装着物の性質による事故。
- 三 首都高サービスの責に帰すことのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故。
- 四 首都高サービスの責に帰すことのできない事故に対する第18条の規定による措置。
- 五 車両、車両の積載物又は付属装着物の盗難、紛失。

(利用休止に関する免責)

第27条 首都高サービスは、駐車場の全部又は一部について利用休止、駐車室の隔離、車路の通行止、駐車車両の退避を行なったときは、利用者の損害について賠償いたしません。

(利用者の損害賠償)

第28条 首都高サービスは、利用者が本約款若しくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合又は故意若しくは重大な過失により、駐車場の施設若しくは器物を滅失し、き損し、又は汚損した場合は、それにより首都高サービスが受けた損害（その結果、駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。）を賠償していただきます。

(法令の適用)

第29条 この約款に定めのない事項については、法令の規定に従って処理します。

【別表:第6条関係】

以下の駐車場については、各記載の基準に該当する車両を駐車することができます。

①富岡駐車場、門前仲町駐車場、南池袋駐車場、西小松川（3）駐車場、上落合駐車場、東金町駐車場、オーパス目黒駐車場、用賀二丁目駐車場、亀屋橋

（1）駐車場、亀屋橋（2）駐車場、東雲B駐車場、南麻布（2）駐車場、南麻布（3）駐車場、古川橋駐車場、信濃町駅前駐車場、有明駐車場

車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両総重量
5.0m以下	1.9m以下	2.0m以下	13cm以上	2.5t以下

③磯子駅前駐車場、新杉田駅前駐車場

車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両総重量
5.0m以下	1.85m以下	2.0m以下	15cm以上	2.5t以下